

佐賀県告示第六十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十四年三月十六日から平成二十四年四月十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域		変更前 の別	幅員 メートル	延長 メートル
	区	間			
一般国道 二六四号	三養基郡みやき町大字西島字 一本松三〇四二番二地先から 三養基郡みやき町大字西島字 土居副三三〇四番二地先まで	前	後	九・八	一八八・八
		後	前	九・八	一八八・八
	三養基郡みやき町大字坂口字 一本柳三〇三九番一地先から 三養基郡みやき町大字西島字 土居副三三〇二番二地先まで	前	後	八・九	一、七九五・四
		後	前	八・九	一、七九五・四
県道 諸富西島線	三養基郡みやき町大字坂口字 一本柳三〇三九番一地先から 三養基郡みやき町大字西島字 土居副三三〇三番一地先まで	前	後	七・四	一、八二九・三
		後	前	七・四	一、八二九・三